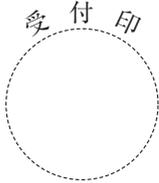


台帳番号 (お問い合わせ番号)		
--------------------	--	--

大阪市市税条例第33条第7項の規定により、区内にある事務所、事業所または家屋敷などについて、申告していただく必要がありますので、必要事項をご記入のうえ提出してください。



### 令和5年度分 市民税・府民税 申告書 (区外居住者用)

(あて先) 大阪市長

令和 年 月 日 提出

現住所				勤務先の所在地・名称等
1月1日現在の住所				所在地
フリガナ			生年月日	名称 (屋号等)
氏名			明・大 昭・平・令	電話番号
電話番号	-	-	職業 (業種)	-

事務所、事業所または家屋敷	令和5年1月1日現在に当該区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在地 (当該区内の主たる事務所等の所在地)	形態	屋号	従業員数 (1月1日現在)	開(廃)業年月日
				市内居住者 人	年 月 日
				市外居住者 人	開業・廃業
				市内居住者 人	年 月 日
			市外居住者 人	開業・廃業	
			市内居住者 人	年 月 日	
			市外居住者 人	開業・廃業	
令和4年中の合計所得金額	円	扶養親族等の状況	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を含む)	有・無	扶養親族 人
主たる所得の種類	所得	本人該当区分	(該当する番号を○で囲んでください) 1 障がい者 2 寡婦 3 ひとり親		
所轄税務署					税務署
給与事務	源泉徴収事務等取扱事務所所在地			源泉所得税所轄税務署	税務署
	大阪市特別徴収義務者指定番号			源泉所得税納付整理番号	

下記の項目は記入しないでください。

最高所得	本障	寡婦	寡	ひとり親	未成年者	同配	扶養親族	發送区分
	他特	普特	夫					

			窓	郵
			口	送

●事務所処理欄

# 事務所、事業所または家屋敷を有する方の市民税・府民税について

区内に事務所、事業所または家屋敷を有する方(自己所有または賃貸であるかは問いません)で、その区内にお住まいでない方には、事務所、事業所または家屋敷を有する区ごとに均等割(年間5,300円)が課税されます。(地方税法第24条第1項第2号、第294条第1項第2号、大阪府税条例第18条第1項第2号、大阪市市税条例第17条第1項第2号)

これは、事務所、事業所または家屋敷を有することにより受ける基礎的な行政サービス(消防、防災、清掃、道路公園の整備など)に対して、一定の負担をいただくものです。

※ただし、次のいずれかに該当する方は、市民税・府民税の均等割額は課税されません。

- 令和5年1月1日現在において次に該当する方
  - ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
  - ・障がい者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当する方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方
  - ・扶養親族等がいる場合……35万円×(本人+同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)+扶養親族)の人数+21万円+10万円
  - ・扶養親族等がない場合…35万円+10万円

## 事務所、事業所または家屋敷に関する申告について

毎年1月1日現在に、区内に事務所、事業所または家屋敷を有する方(自己所有または賃貸であるかは問いません)で、その区内にお住まいでない方は、大阪市市税条例第33条第7項の規定により、区内の事務所、事業所または家屋敷などについて、申告していただく必要があります。

なお、事務所、事業所または家屋敷を複数の区に有している場合には、その区ごとに申告が必要です。

### 申告書の書き方

- 1 「住所・氏名・生年月日等」  
現在の住所、令和5年1月1日現在の住所、氏名、生年月日、電話番号および職業(具体的な業種)を記入してください。  
※昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。
  - 2 「勤務先の所在地・名称等」  
勤務先の所在地、名称(屋号等)および電話番号を記入してください。
  - 3 「事務所、事業所または家屋敷」
    - (1) 所在地  
令和5年1月1日現在において、当該区内にあるすべての事務所等を記入してください。  
なお、当該区内に複数の事務所等がある場合は、そのうち主たる事務所等を一番上の段に記入してください。
    - (2) 形態  
事務所または事業所の場合は、事務所、店舗(小売店、卸売店、飲食店など具体的に)、工場などの形態を記入してください。なお、居住用の家屋敷は、居住用と記入してください。
    - (3) 屋号 ※居住用の家屋敷の場合は不要です。  
事務所または事業所の場合は、その屋号を記入してください。
    - (4) 従業員数 ※居住用の家屋敷の場合は不要です。  
事務所または事業所の場合は、令和4年中に給与を支払った従業員等(短期雇用者、アルバイト・パート、役員等を含む)のうち、令和5年1月1日現在において、大阪市内に居住する方、大阪市内に居住する方の人数をそれぞれ記入してください。
    - (5) 開(廃)業年月日  
事務所または事業所の場合は、開業または廃業した日付を記入し、開業または廃業のいずれかを○で囲んでください。  
居住用の家屋敷の場合は、その家屋敷を有することとなった日付を記入してください。
  - 4 「令和4年中の合計所得金額」  
所轄税務署または令和5年1月1日現在の住所地の市区町村へ申告された、令和4年中(1月1日から12月31日まで)の所得の合計金額を記入してください。
  - 5 「主たる所得の種類」  
上記4の合計所得金額のうち、主たる所得の種類(営業等、不動産、給与など)を記入してください。
  - 6 「扶養親族等の状況」  
上記4において申告された、令和4年12月31日の現況による同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)の有無および扶養親族の人数を記入してください。なお、扶養親族の人数には16歳未満の扶養親族の人数も含めて記入してください。
  - 7 「本人該当区分」  
令和5年1月1日現在において、ご自身が障がい者、寡婦またはひとり親に該当する場合には、該当する番号を○で囲んでください。
  - 8 「所轄税務署」  
前年中の所得金額等について所得税の確定申告書を提出した税務署名を記入してください。
  - 9 「給与事務」 ※居住用の家屋敷の場合は不要です。
    - (1) 源泉徴収事務等取扱事務所所在地  
従業員等の給与所得について所得税の源泉徴収事務等を実施している事務所所在地を記入してください。
    - (2) 大阪市 特別徴収義務者指定番号  
従業員等の給与所得等にかかる市民税・府民税について、大阪市から通知を受けた特別徴収義務者指定番号を記入してください。
    - (3) 源泉所得税所轄税務署  
従業員等の給与所得について源泉所得税を納付している税務署名を記入してください。
    - (4) 源泉所得税納付整理番号  
従業員等の給与所得について源泉所得税を納付する際の整理番号(納付の際に「所得税徴収高計算書(納付書)」に記載する番号)を記入してください。
- 所轄税務署または令和5年1月1日現在の住所地の市区町村へ申告された、確定申告書等の写しを添付してください。  
■この申告書の書き方、その他ご不明な点がございましたら、当該区を担当する市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)にお問い合わせください。